

平成 30 年 3 月 16 日

事業主・事務担当者 各位

東京都中央区日本橋本町 4-15-9
伊藤忠連合健康保険組合
(公印省略)

平成 30 年度 乳がん健診の見直しについて

拝啓 貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。平素は当組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2015 年度に第 1 期データヘルス計画が開始され、3 年の施行期間を経て本年 4 月からは、期間 6 年の第 2 期計画がスタートします。これをもってデータヘルス計画は、第 1 期の「身の丈に応じた」計画から、「本格稼働」に移行すると位置づけられています。また、この第 2 期データヘルス計画期間とそろえ、特定健診・特定保健指導も第 3 期に移行します。

こうした取り組みは、いわゆる団塊の世代が全て 75 歳以上の後期高齢者となり、さらなる医療費の増加が予想される「2025 年」という社会環境が変わっていくであろう節目の年に向けた準備の一環です。

このような環境下において、当組合では、平成 30 年度保健事業費の内、約 85%にあたる 9 億 9000 千万円を健康診断の費用にあて、がんなどの早期発見・早期治療を推進することで医療費の適正化に取り組んでいます。そこで、平成 30 年度から「乳がん健診」の充実を図るため、下記見直しを行いますので、被保険者の皆様方への周知をお願いいたします。

敬具

記

改定後	改定前
マンモグラフィー検査および乳房超音波検査の両方を受診した場合は、当組合が費用を負担する。 適用日：平成 30 年 4 月 1 日受診分から	マンモグラフィー検査および乳房超音波検査の両方を受診した場合は、いずれか一方のみ当組合が費用を負担する。(選択制)

留意事項

1. 当組合の契約健診機関で受診された 40 歳以上（年度年齢）の方に限ります。
2. 上記検査項目の実施については、各健診機関にお問い合わせください。

以上